

日医発第 378 号（保険）
令和 6 年 5 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 6 年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料に係る届出について

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、「令和 6 年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料に係る届出について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本事務連絡は、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」の施設基準の届出については、令和 6 年 6 月 21 日までに届出が受理された場合については、令和 6 年 6 月 1 日から算定できること等が示されております。

また、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」について令和 6 年 6 月 1 日より算定するためには、令和 6 年 6 月 3 日までに施設基準の届出が受理される必要がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、令和 6 年 5 月 14 日付け日医発第 346 号（保険）にてご案内申し上げたとおり、ベースアップ評価料の届出等に関するオンラインセミナー（<https://youtube.com/live/-knX1VgCsBI?feature=share>）が開催されておりますので、当該セミナー等もご参照の上、ベースアップ評価料の積極的な算定についてご検討頂きますよう、改めてお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

令和 6 年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料に係る届出について
(令 6.5.20 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 20 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料に係る届出について

ベースアップ評価料に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、その取扱いをお示ししてきたところであるが、今般、ベースアップ評価料に係る施設基準の届出の作成に一定程度時間を要すること等を踏まえ、保険医療機関及び訪問看護ステーションからのベースアップ評価料に係る施設基準の届出については、下記の取扱いとすることから、貴管下の保険医療機関及び訪問看護ステーション並びに審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

令和 6 年 6 月 1 日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」の施設基準の届出については、令和 6 年 6 月 21 日までに届出を受理した場合については、同月 1 日から算定する。

なお、令和 6 年 6 月 1 日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」の施設基準の届出については、令和 6 年 6 月 3 日までに届出を受理した場合には、同月 1 日から算定する。

（参考）令和 6 年 6 月 1 日からの算定に係る施設基準の届出について

①	②以外の施設基準に係る届出	令和 6 年 6 月 3 日までに届出
②	「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び 「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」 に係る施設基準の届出	令和 6 年 6 月 21 日までに届出